Best Aquaculture Practices™

BAP認証
ロゴマーク使用ガイドライン

CONTENTS

3 世界水産物連盟（GSA）について

5 ロゴマークの概要

7 ロゴマークの使用に関して

19 パッケージ／パッケージ以外での表記方法

32 お問い合わせ

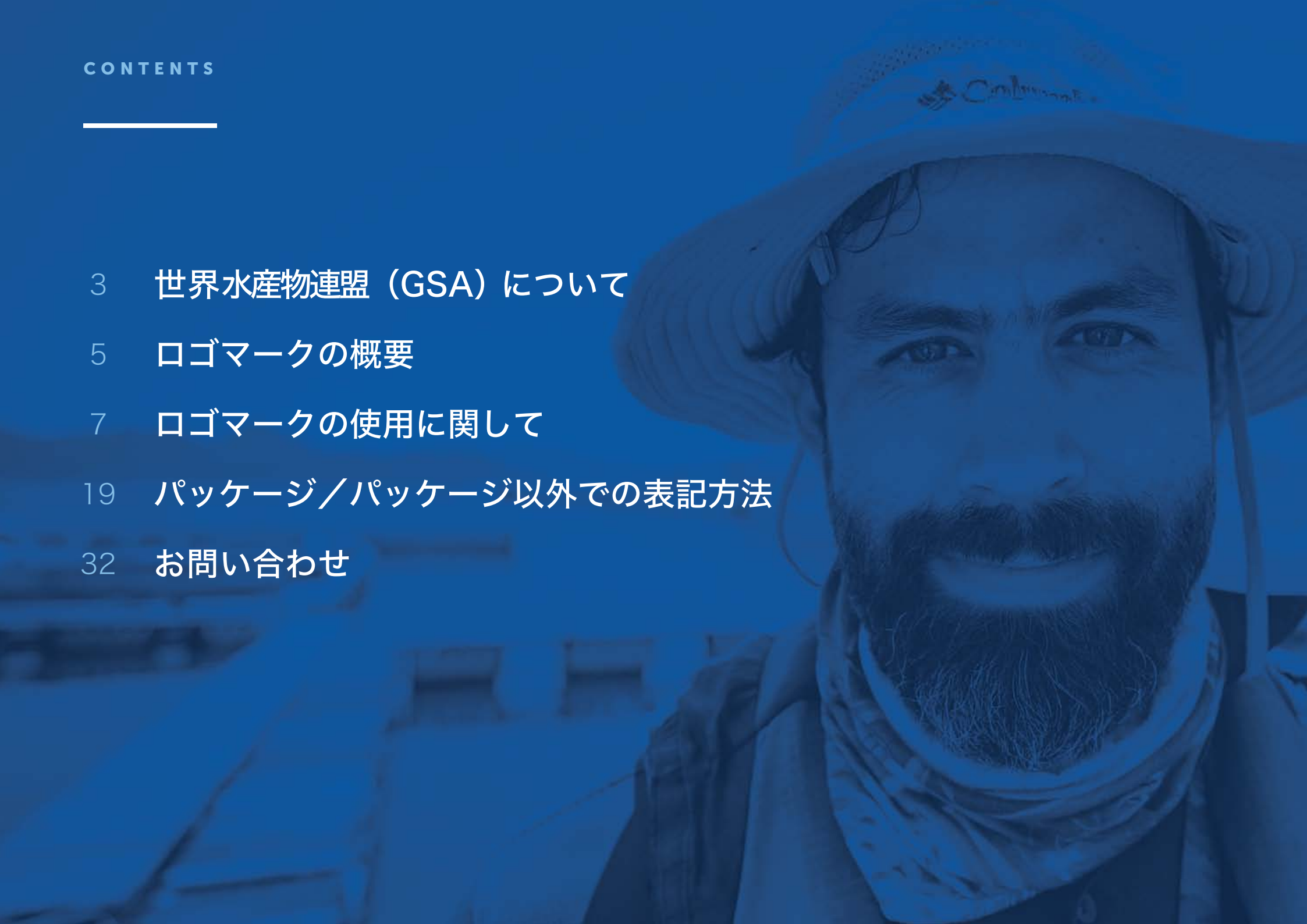

世界水産物連盟（GSA）とは

Global Seafood ALLIANCE™

世界水産物連盟（GSA）

世界水産物連盟（Global Seafood Alliance、通称GSA）は責任ある水産物の発展のために活動する国際NGOです。世界中に責任のある水産物を提供することを目的に、第三者認証であるBAP（Best Aquaculture Practices）認証とBSP(Best Seafood Practices)認証を運営しています。

Best Aquaculture Practices™

BAP認証

BAP（Best Aquaculture Practices）認証は養殖水産物のふ化場、飼料工場、養殖場、加工工場を対象とし、その全ての段階において環境への責任、動物福祉、食品安全、社会への責任を約束する、世界で最も包括的な第三者養殖認証です。

BAP認証基準

環境への責任

生息地の保全、水質、廃水などの問題に対応した基準を遵守しています。

動物の健康と福祉

疾病管理などの問題に対応した、畜産業の最善慣行に従っています。

食品安全

禁止されている抗生物質やその他化学品を一切使用せず、全ての化学的処置を責任ある方法で実施しています。

社会への責任

生産者や従業員の人権と安全が守られた労働環境の整備と運営を徹底しています。

トレーサビリティ

BAPプログラムでは、調達先から市場に至るまでのサプライチェーンのトレーサビリティを義務づけています。

未来を見据える

2002年のBAPプログラム発足以来、GSAはBAP認証を世界で最も包括的な水産養殖認証プログラムへと発展させるべく活動してきました。世界の150を超える小売事業者や食品関連事業者がBAPプログラムを支持し、持続可能な水産物について消費者とのコミュニケーションを続けています。自分たちが口にする食品の原産地や流通経路を知りたいという消費者の声も強まりサステナビリティに対する認識が高まる中、このプログラムを消費者にとってより有効なものにする必要があります。ロゴマークは、BAPのブランドとプログラムを発信する方法の1つです。BAPというブランドを時代に即したものにする取り組みの一環として、GSAとのつながりをより分かりやすく反映し、かつ、パッケージでも、オンラインでも、印刷媒体でも、はっきりと表示できるロゴマークを作りました。

ロゴマークの所有権

商標「Best Aquaculture Practices Certified とBAPのロゴマークのデザインの権利、所有権および利益はすべてGSAが所有しています。

まずはエンドーサー契約を！

ロゴマークを使用するには、認証取得、もしくはエンドーサー契約を締結する必要があります。 – 7ページを参照

ロゴマークの不適切な使用や、製品の事実と異なる表示にあたる使用は禁じられており、商標侵害となります。GSAは、本ガイドラインを厳守しない者に対して法的措置を講じる権利を留保します。

ロゴマークの使用許可を得るには

BAP認証の特徴は、養殖のサプライチェーンを段階を追って認証する点にあります。認証の対象となるのは養殖水産物の生産プロセスに関わる「ふ化場、飼料工場、養殖場、加工工場」の４ヶ所です。

また、サプライヤーなどのBAP認証の製品を販売する企業はエンドーサー契約を結ぶことで無料でBAP認証のロゴが使えます。

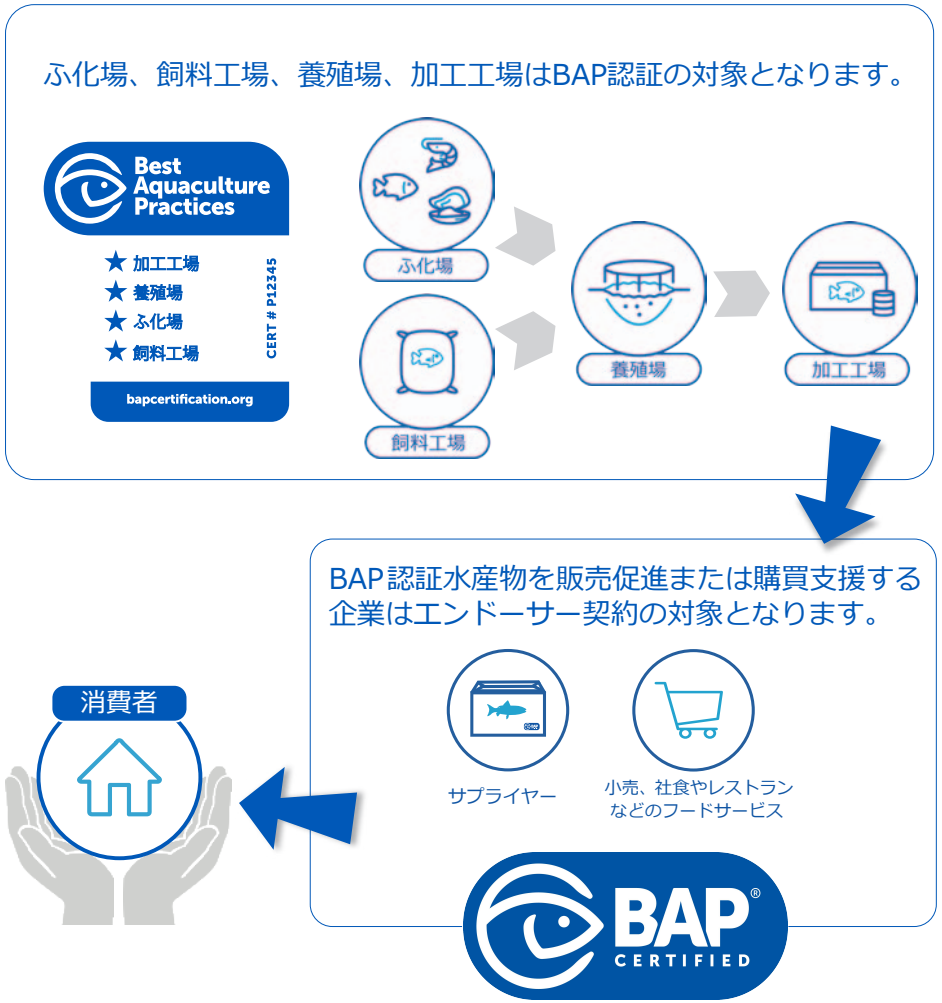

ロゴマークの構造

A 可読性が高くブランド認知の向上を目的とした横型基本バージョン

B BAPの名称を向き、前進する魚をモチーフに、業界の変革を推進していることを表現

C 第三者による監査プロセスとベンチマーキングが行われていることを示すチェックマークをさりげなく配置

D 監査プロセスの細かな点にまで注意を払い未来に目を向けていることを示す、目に似たデザイン

E パッケージ、オンライン、印刷媒体でもはっきりと見える頭文字バージョン

A

E

LOGO

ロゴマークのバリエーション

BAPロゴ

基本ロゴマーク

基本の魚のマーク

魚のアバター

BAP認証の頭文字ロゴマーク
(オフパックとオンパックどちらにも使用可能)

4つ星認証を受けていることをアピールする
ロゴマーク
(オフパック向けは他の種類もございます。)

パッケージに使用するロゴマーク

1つ星認証

2つ星認証

バルクパッケージ用
の認証ロゴマーク

※2021年1月から使用不可

頭文字ロゴマーク

3つ星認証

3つ星認証

4つ星認証

認証番号付きの頭文
字ロゴマーク

スター制度とロゴマークの構成

BAPプログラムは、養殖のサプライチェーンを段階を追って認証します。認証の対象となるのは養殖水産物の生産プロセスに関わる「ふ化場、飼料工場、養殖場、加工工場」の４ヶ所です。これらの認証を取得した施設の組み合わせを星で表すシステムになっています（スター制度）。
例えばBAP認証を取得している加工工場と、そのサプライチェーンに属する養殖場は、2つ星となり、その同じサプライチェーンに属するふ化場と飼料工場がBAP認証を取得すると、3つ星か、最上位の4つ星となります。

A **認証取得の施設**

B **認証番号**は、その製品が出荷された加工工場を示し、**BAPのウェブサイト**から追跡することができます。この番号をBAPのロゴマークから削除することは固く禁じられており、1つのロゴマークにつき1つの認証番号しか表示することはできません。

C BAPのウェブサイト：
www.bapcertification.org

最小サイズ

ロゴマークの最小サイズは「魚のマーク」の幅が基準となります。

ウェブサイトのファビコン*や、ブランド名の入ったペンなどの販促品をはじめとする特定の用途のためにBAPのロゴマークのサイズを規定より小さくする必要が生じる場合は、BAPのマーケティングチームへお問い合わせください。

*ファビコンとは、ブラウザのタブに表示され、企業やウェブサイトを識別できる小さなアイコン

印刷媒体用の最小サイズ

X = 0.39 inch / 1.0 cm

デジタル媒体用の最小サイズ

X = 30 px / 72 dpi

クリアスペース（余白）

「クリアスペース」とは、ロゴマークの周囲に空白を設ける規定で、様々な場面での可読性の向上に役立ちます。

どのBAPのロゴマークでも、この間隔は、該当する右の「X」の幅以上でなければなりません。これは、魚の目の中心部から、口にあたる部分までの距離が基準となります。最小サイズは「魚のマーク」の幅が基準となります。

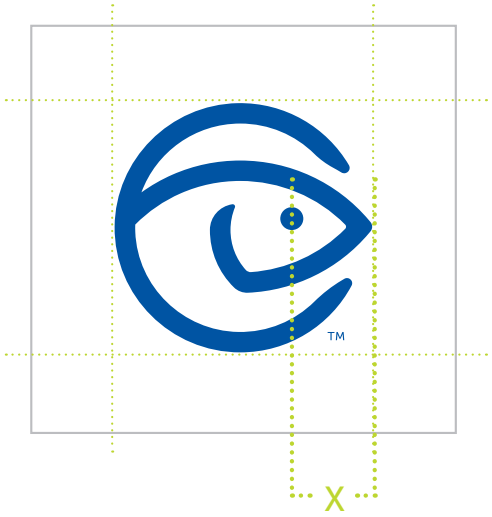

代替ロゴマーク

- **デジタル媒体にのみ使用**
  （このバージョンはパッケージには使用しないこと）

黒やBAPのシンボルカラーである青と色を反転させたデザインのロゴマークでも「最小サイズ」、「クリアスペース」の指定が適用されます（具体的な色指定値の詳細は、次のページを参照）。

基本ロゴマーク

基本の魚のマーク

魚のアバター

BAP の頭文字のロゴマーク

言語

BAPのロゴマークは複数の言語に翻訳されています。翻訳を希望される場合は

logos@bapcertification.org

までご連絡ください。

フランス語

スペイン語

中国語

日本語

色とフォント

CMYK、PMS、RGB、HEX
印刷媒体でもデジタル媒体でも、これらの色を一貫して使用することでブランドイメージの統一を図ります。

BAP青

CMYK	97, 73, 3, 0
Pantone	2935 C
RGB	0, 84, 164
HEX	#0055A4

BAP黒

CMYK	100, 100, 100, 100
Pantone	Black 6 C
RGB	0, 0, 0
HEX	#000000

ブランドフォント

Museo Sansが主なフォントです。BAPの大胆さと影響力を反映するために選ばれました。

見出し- **Museo Sans 900**
Headline in Use

小見出し- **Museo Sans 900**（大文字）
SMALL SUBHEADER IN USE

本文- Museo Sans 300
本文はこのようなフォントでお使い頂けます。

ロゴマークの誤った使用例

以下のような使用は禁止されています。

1. ロゴマークの縦や横方向への引き延ばし
2. 不適切な色の使用
3. 適切なクリアスペースを設けないロゴマークの配置
4. ロゴマークに影をつける
5. 文字の配置変更
6. ロゴマークへの文字追加
7. 乱雑なものを写した写真を背景とする
8. 要素のサイズ変更
9. 規定外のフォントを使用する

1

2

3

4

5

6

7

8

9

スター制度とバルクパッケージの ロゴマークの誤った使用例

スター制度を表すロゴマークに関して、
以下のような使用は禁止されています。

1. 1つのロゴマークに複数の認証番号を表示
2. 認証番号の削除
3. 星の追加または削除
4. 1つの製品に星の数を示すロゴマークを複数表示
5. 1つの製品にバルクパッケージ用のロゴマークを複数表示

ロゴマークの使用において本ガイドラインに該当しない場合は

logos@bapcertification.org

までご連絡ください。

1a

1b

2

3

4

5

パッケージでの表記方法

加工工場、養殖場、ふ化場、飼料工場はBAPロゴのパッケージへの使用が認められています。
使用する際に3つのオプションの中からお選び頂けます。

全てのオプションにおいて以下を遵守していただく必要がございます。

- 消費者向けのパッケージには認証番号を明確に表示したロゴが必要です（オプション1&2）、もしくは認証番号はロゴとは別に同パッケージ内に明確に表示されなければなりません（オプション3)。
- もしBAP認証取得済みの加工工場からの原料を使用している場合には、認証番号は最終の加工が行われた加工工場の認証番号でなければなりません。

オプション1

認証取得者は商品の最終加工形態に使用される100%の養殖水産物が**2つ星、3つ星、4つ星**認証取得の施設から調達されていること、またそれを裏付けるトレーサビリティが確保されていない限りBAPのロゴマークを使うことはできません。

ロゴマークシールは以下の条件を満たす場合のみ使用することができます。

- シール上にBAPのスター制度、認証番号、タグラインを含むロゴマーク全体が表示されている
- ロゴマークのサイズ規定に準拠している
- シールはプラスチック製である
- シールが簡単に剥がれない

パッケージでの表記方法

オプション2

- スターロゴではなく、BAPロゴと認証番号を一緒に表示したい場合には、認証番号付きの頭文字ロゴマークをご使用頂けます。

オプション 3

- スターロゴでなく、またBAPロゴと認証番号を離して表示したい場合には、BAPロゴを使用した同じパッケージ内のどこかに明確に認証番号が表示されていれば構いません。

オプション2
Option 2

オプション3
Option 3

パッケージでの表記方法

缶詰や四角形以外のパッケージにBAPのロゴマークを使用する場合：

- パッケージの表面は、製品名と簡単な説明を目立つように表示する部分、裏面は詳しい原料表示や栄養成分表示を記載する部分とします。

P18-19の3つのオプションいずれも缶詰や四角形以外にも適応可能です。

パッケージの表面

パッケージの裏面

ON PACK USAGE

加工工場

BAP認証を取得した加工工場は、マスターカートンや消費者向けのパッケージにBAPの認証ロゴマークを使用することができます。

加工工場は、商品に使用される養殖水産物が2つ星、3つ星、4つ星認証を取得をしている施設から調達されていること、またそれを裏付けるトレーサビリティが確保されていない限りBAPのロゴマークを使うことはできません。

★

1つ星の認証

BAP加工工場認証を取得した施設が生産した製品

★ ★

2つ星の認証

BAP加工工場認証とBAP養殖場認証を取得した施設で生産された製品

★ ★ ★

3つ星の認証

BAP加工工場認証、BAP養殖場認証、そしてBAPふ化場認証または飼料工場認証を取得した施設生産された製品

★ ★ ★ ★

4つ星の認証

BAP加工工場認証、BAP養殖場認証、BAPふ化場認証、BAP飼料工場認証を取得した施設で生産された製品

バルクパッケージ用のロゴマーク*

加工工場はバルクパッケージ用のロゴをマスターカートンのみに使用することができます。消費者向けのパッケージへの使用は認められておりません。
*2022年1月から使用できません。

頭文字ロゴマーク

これらのロゴはスターロゴ以外をご希望の際に使用できます。
（詳細はP19へ）

! 飼料を必要としない養殖場

飼料を必要としない養殖（貝類、なまこなど）については、飼料工場の星を白抜きにして表示します。

取得したBAPの星の数を維持するには、関連する全施設でCoC（Chain of Custody、証拠の連続性）を保つ必要があります。

! 2つ星認証の例

BAP養殖場で生産された養殖水産物を使った製品をBAP加工工場で加工した場合のみが２つ星認証の対象となります。

例えばBAP加工工場が５ヶ所の養殖場から水産物を調達しており、そのうち１ヶ所のみがBAP養殖場認証を取得している場合、その養殖場から調達された水産物を使用した製品のみが２つ星認証の対象となります。その他の養殖場から調達された製品については、２つ星認証の製品と分別されている必要があり、紙面、口頭、ロゴマークを使用してBAP認証商品として取り扱うことは禁止されています。

二次加工工場

二次加工工場は、BAP認証を取得した加工工場からロゴマークが表示された製品（1つ星、2つ星、3つ星、4つ星）を調達、使用していることを条件に、ロゴマークを使用することができます。BAP認証を取得した一次加工工場から1つ星のBAP製品を調達している二次加工工場は、再加工に使用される製品100%がBAP加工工場から調達されている場合のみ、1つ星のBAP製品として商品を販売することができます。BAP二次加工工場は、調達する製品がすでに獲得している星の数（2つ星、3つ星、4つ星）を維持することができます。

原材料について

原材料を直接養殖場から調達している場合、該当施設は二次加工工場ではなく、一次加工工場として申請する必要があります。

星の数を示すロゴマークについては、その二次加工工場が厳格な管理を常に維持しなければ、使用することはできません。

製品に表示するBAPの認証ロゴマークには、最後に製品を加工した施設の認証番号を記載する必要があります。BAP認証の認定や第三者による監査の過程で間に、ロゴマークの不正使用や、混合を示す証拠などが発覚した場合には、使用が一時停止や取消される可能性があります。

必ず正しい認証番号を使用すること

トレーサビリティを確認するために二次加工工場が行う必要がある事項：

- 調達した2つ星、3つ星、4つ星のBAP製品が2つ星、3つ星、4つ星を取得していることを確認し、調達先の厳格な承認およびモニタリング・システムの整備を行うこと
- 製品はBAP認証を取得した加工工場から直接調達したものであり、その間に別の事業者が処理または加工などを施していないことを確認するトレーサビリティ・システムを整備すること
- 二次工場での箱の開封や製品の加工、非BAP製品とBAP製品の混合（1つ星のBAP製品と2つ星のBAP製品などの混合を含む）の防止の徹底を図り、荷受、生産、取扱、保管の手順と文書管理システムの整備し、BAP製品の混合や誤ったラベル表示の防止の徹底を図ること

ON PACK USAGE

リパック、リラベリング

BAP認証取得済みの加工工場または再加工工場からの製品にラベルを付け直したり、再梱包をする施設は、CoC（Chain of Custody）規格の申請をすることができます。 これは、製品の形状を変更せずに（追加の加工なしに）製品が異なる容器に梱包されることを意味します。

CoC規格に認定された生産者は、相互の合意の下で元のBAP認証取得済み加工工場からロゴを引き継ぐことにより、パッケージにBAPロゴを使用できます。 したがって、ロゴの認証番号は、元のBAP認証加工工場または再加工工場の番号であり、独自のものではありません。

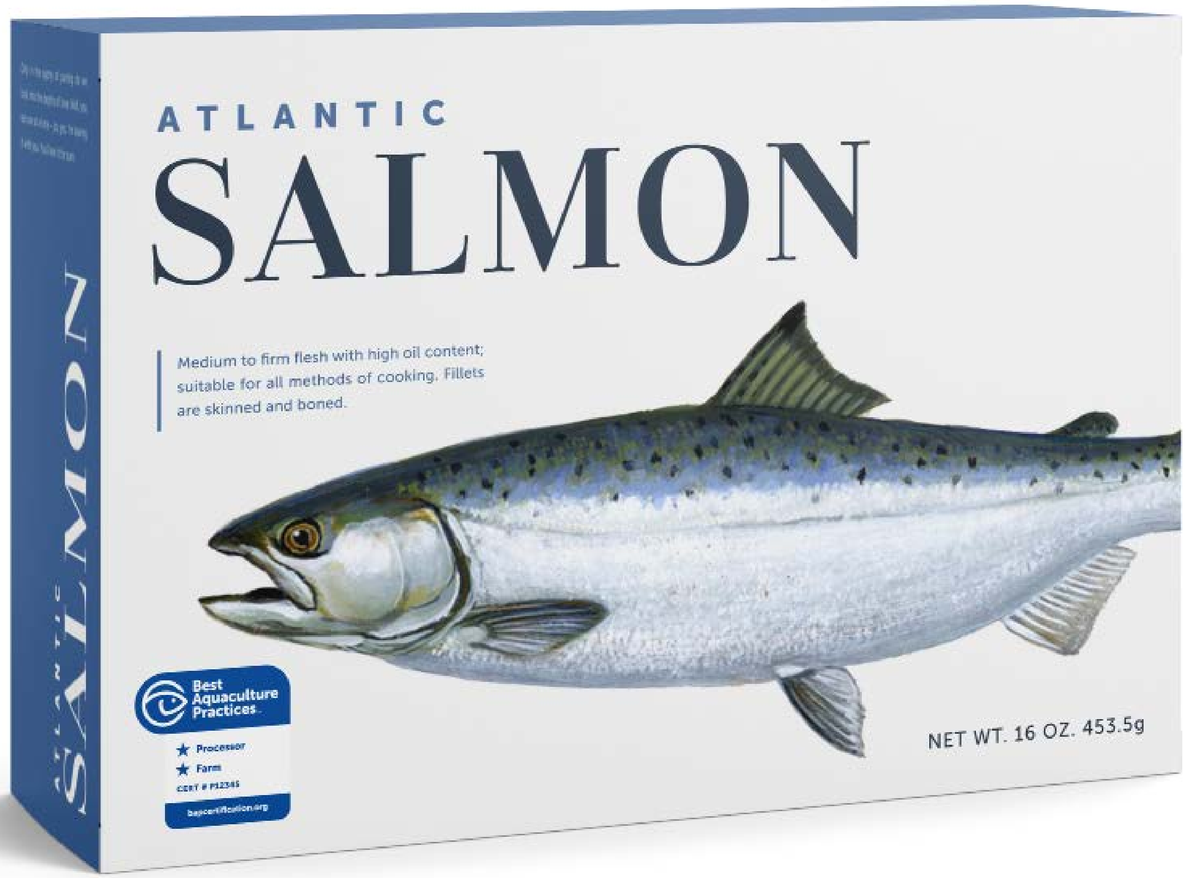

原材料について

原材料を直接養殖場から調達している場合、該当施設は二次加工工場ではなく、一次加工工場として申請する必要があります。リパック、リラベルを行う施設はBAP認証取得済みの加工工場や再加工工場から100%ラベルが適応される商品を受け取ります。

Email Us

ON PACK USAGE

養殖場

BAP認証を取得した養殖場は、以下を条件にパッケージにロゴマークを使用することができます。

- そのままの状態で、あるいは、養殖場で一部に加工（頭部、内臓、エラの除去や血抜き）などを施した後に、製品を直接出荷する場合。加工などを加工施設で施す場合、その施設もBAPの認証を取得していなければ、その製品を２つ星製品とすることはできません。

P19の2つのオプションも選択可能です。

使用可能なロゴ

認証番号付き頭文字ロゴマーク

頭文字ロゴマーク＊

こちらのロゴを使用する際には認証番号を同パッケージ内のどこかに表示する必要があります。

小売店と飲食店での宣伝

BAP認証を取得した養殖場から製品を直接調達する小売店や飲食店は、以下の条件を満たす場合ロゴマークを使用することができます。

- 中間事業者を介さずに、養殖場から直接出荷されていること
- 容器が密封され、異物混入の痕跡が見られず、ラベル表示が適切になされていること
- BAPのウェブサイトから、その養殖場が現在BAP認証を取得していることと、養殖場の認証番号が確認できること

「加工」の定義とは

BAP加工工場認証の対象となる「加工」とは

- 「加工」とは製品やパッケージを開封し、手を加えることを意味します。
- BAPプログラムに含まれる重要要素、トレーサビリティ、食品安全、規則遵守、社会的責任などに紐づくような施設や状況で加工を加える場合は加工工場認証の対象となります。
- フードサービスでの加工事例：
  社食やレストランなど最終消費現場で複数の水産物を使ったメニューを提供する場合（例：エビ、貝柱、イカを使ったシーフードチャーハン）、使用される一部の水産物がBAP認証であれば楕円のロゴマークを使うことができます。可能な限り、どの水産物がBAP認証なのかを明記してください。
- スーパーのバックヤードでの加工事例：
  店舗キッチンで調理するアソートの寿司パックなどで、複数の水産物を使う場合、使用される一部の水産物がBAP認証であれば楕円のロゴマークを使うことができます。可能な限り、どの水産物がBAP認証なのかを明記してください。

特例１

個別包装された商品を開封、再包装、またはラベル張り替えをせず、商品の包装やラベルをそのままの状態でピッキング流通する場合は、その施設は加工工場認証の取得対象外となります。その場合、エンドーサー合意書の締結のみ必要となり、BAPロゴ付き商品として、そのまま販売できます。

特例２

最終消費現場での商品の加工・調理、再包装、またはラベル張り替えする場合も、加工工場認証の対象外となります。その場合、その施設はエンドーサー合意書の締結のみ必要となり、BAPロゴ付き商品・メニューとして、販売・提供できます。
（例：スーパーのバックヤード加工、飲食店・レストラン・ホテルなどの調理場加工、など）

ふ化場と飼料工場

P19の2つのオプションも選択可能です。

養殖場に直接出荷しているふ化場と飼料工場のみ

養殖場に直接出荷しているBAPふ化場は、以下を条件に、マスターカートンにロゴマークを使用することができます。

- 適切に密封とラベリング表示されたバルクパッケージに製品を詰めること
- いかなる種類の施設も仲介させることなく、製品を養殖場に直接出荷すること。もし養殖場とふ化場の間に仲介業者が入る際には、BAPロゴは使用できない。

飼料工場

オプション2

オプション3

こちらのロゴを使用の際はパッケージのどこかに認証番号を付ける必要があります。

PR文章

BAPロゴマークと一緒にご利用いただけるPR文章を用意しています。オリジナルのPR文章の使用に関しては事前にBAPにお問い合わせください。

BAP CERTIFIED
Keeping Fish in Our Future

BAP CERTIFIED
The Responsible Seafood Choice

BAP CERTIFIED
魚と人の
未来のために

BAP CERTIFIED
責任ある
養殖水産物の
国際基準

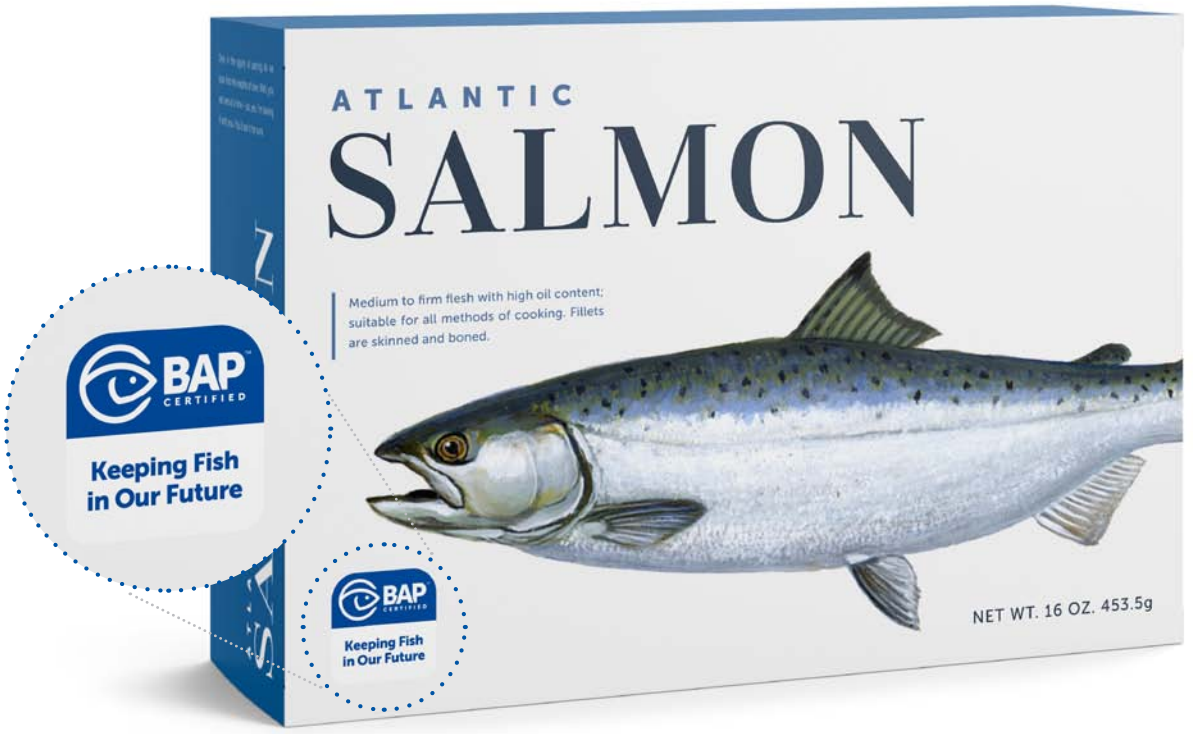

BAPでは日本語の冊子やインフォグラフィック、ポスターなどのマーケティングツールをご用意しています ⇒ https://japan.bapcertification.org/

パッケージ以外での表記方法

メディアのほかに、BAPを支持するサプライヤー、小売企業やフードサービス企業は、マーケティングやコミュニケーション目的で、BAPのロゴマークを使用できます。個別の製品の識別については、小売企業とフードサービス企業が説明が記載されたBAPのロゴマークを使用する場合にかぎり、これを行うことができます。

許可される用途の一例：

- アイスピック（詳しい説明付き）
- エラのタグ
- 飲食店のメニュー
- 印刷／デジタル媒体の広告
- カタログとパンフレット
- ウェブサイトと電子メールの署名（フッター）
- 見本市や施設の看板

BAP認証を取得していますか？

BAP認証を取得していない施設は、パッケージおよびパッケージ以外で、BAPのロゴマークを表示することはできません。

パッケージ以外での表記方法

BAPのロゴマークをメニューに使用する場合には、以下の点に注意してください。

- BAPの魚マークはBAP認証を取得した生産者から調達した養殖水産物を使ったメニューの品目の横に表示してください
- メニュー上に説明欄を設けて、BAPのロゴマークがどのような意味を持つのかを来店客に伝えてください

パッケージ以外への使用

見本市のブースや展覧会などの看板にBAPのロゴマークを使用する場合には、以下の点に注意してください。

- 星の数を示すロゴマークやバルクパッケージ用のロゴマークの使用は禁じられています
- オリジナルのPR文章をロゴマークに加えたい場合は

  logos@bapcertification.org

  までご連絡ください

CONTACT

問い合わせ先

Best Aquaculture Practices

85 New Hampshire Avenue, Suite 200
Portsmouth, NH 03801
USA

1-603-317-5225

オフィシャルウェブサイト（英語）：
www.bapcertification.org

日本語サイト：
https://japan.bapcertification.org/

ロゴマークについてのご質問等は

logos@bapcertification.org

までご連絡ください。

TM